02 ダイバーシティ 子育て

１　少子化への対処

（提案要求先　内閣官房・こども家庭庁）
（都所管局　子供政策連携室・政策企画局）

（１）人口戦略を含めた国家ビジョンを掲げること。
（２）子供・若者・子育て層が明るい将来展望を描ける経済成長政策や社会保障制度を構築すること。
（３）ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計すること。

＜現状・課題＞

出生数の減少は、国の将来推計より約 15 年前倒しで進行している。予想をはるかに超える速さで進行する少子化の要因は複合的であり、社会のファンダメンタルズが複雑に絡み合っているが、国の人口減少並びに不安定な世界情勢及び経済情勢にあって、若い世代が日本の社会経済や自分自身の未来に対して、明るい将来展望を描けなくなっていることもその一つと考えられる。

都は、一刻の猶予もないとの認識の下、望む人が安心して子供を産み育てることができる社会の実現に向けて、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て期、教育・住宅、就労・職場環境など、ライフステージを通じた切れ目ない支援を実施してきた。都の取組に対して都民の共感が寄せられているとともに、令和７年の都内の日本人出生数が 10 年ぶりに増加に転じた。さらに、直近の令和８年上半期は4.7%の大幅な増加となった。

少子化は、社会の存立基盤を揺るがす国家的な課題であり、国を挙げて戦略的に対処する必要がある。

居住する地域に関わらず、日本全国の若者が明るい将来展望を描けるよう、人口戦略を含めた国家ビジョンや将来に向けた実効性ある成長戦略を明らかにするとともに、ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくことが求められている。

2030 年代には若年層の人口が大幅な減少局面を迎えることから、更なる大胆な政策を、都や他の道府県との連携・協力の下、早期に具体化していくことが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）実態に即した将来推計人口を示した上で、どのように国を運営し、持続可能な社会をつくりあげていくのかについて、人口戦略を含めた将来の国家ビジョンを掲げること。
（２）若者が日本の社会経済や自分自身の未来に対して明るい将来展望を描けるよう、実効性ある経済成長政策や、現役世代の負担を抑制しながら安定的で持続可能な社会保障制度を構築すること。
（３）「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て、教育」「育児と仕事を両立できる就労環境」など、結婚・子育てしやすい社会環境の整備に向け、国家的な視点で制度設計を行っていくこと。

２　出会い・結婚を望む人が一歩を踏み出す後押しとなる取組の推進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　生活文化局）

（１）出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、社会全体の結婚気運の醸成に向けた取組を積極的に推進するとともに、自治体による結婚支援の取組を充実させること。
（２）出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

＜現状・課題＞

コロナ禍前（令和元年 12 月）と比較すると、結婚を希望する都民の結婚に対する関心は高まっているものの、結婚に関心を有しながら婚活に取り組んでいない人は約７割に上っている。

都はこれまで、出会い・結婚を望む人が結婚に向けた一歩を踏み出すことを後押しするため、交流イベントの実施や結婚に向けた気運醸成等の各種取組を展開してきた。また、令和５年12月から先行利用を開始したＡＩマッチングシステムについては、令和６年度から本格稼働し、結婚を希望する都民に対し、幅広い出会いの機会を提供している。令和７（2025）年人口動態統計の速報値によると、婚姻数は全国的に２年連続増加しており、この流れを確実なものにするため、対面及びオンライン双方の取組を通じて、今後一層の施策の推進を図るとともに、民間団体等への波及を図り、社会全体で結婚に向けた気運を醸成していくことが必要である。

一方で、民間企業等が展開する結婚相談所やマッチングアプリにおいて、結婚相手紹介サービスを不正に利用した事案等も発生している。近年ではマッチングアプリでの活動は非常に重要な婚活の手段ともなっており、利用者が安心してサービスを利用できる環境づくりが必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）国は、出会い・結婚を望む人が、より多くの結婚のきっかけを得られるよう、社会全体の結婚気運の醸成に向けた取組を積極的に推進するとともに、自治体による結婚支援の取組を充実させること。
（２）国は、出会い・結婚を望む人が、安心して結婚相手紹介サービスを利用できるよう、その品質や信頼性を客観的に評価する認証制度の認知拡大に取り組むなど、結婚相手紹介サービスの安心安全な利用環境づくりを推進すること。

３　母子保健施策の充実

１　不妊治療等に関する支援の強化

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局）

妊娠・出産を望む方の不妊症・不育症の検査・治療に対する支援を充実させること。

＜現状・課題＞

国立社会保障・人口問題研究所が実施した第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）の結果では、不妊を心配したことがある（又は現在心配している）夫婦の割合は年々増加の傾向にある。

国は不妊治療について、都の要望どおり、令和４年４月から保険適用を開始し、ガイドライン上でＡ又はＢランクとされた治療が保険収載された。また、Ｃランクの治療の一部については先進医療として保険診療との併用が可能となった。都は、不妊治療を行う際の経済的負担を軽減するため、令和４年度から、保険診療で体外受精・顕微授精を行う際に併せて実施した先進医療に係る費用を助成してきた。しかし、不妊治療における経済的負担は未だ重いことから、都は、令和８年度から、新たに保険診療の体外受精及び顕微授精を含めた自己負担額について、助成することとした。

＜具体的要求内容＞

子供を望む方が安心して不妊治療に取り組めるよう、保険診療の体外受精及び顕微授精並びに先進医療の自己負担分について、国の責任と財源において、自己負担の軽減を図る支援を行うこと。

２　卵子凍結等への支援

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・保健医療局）

希望する方が安心して卵子凍結や無痛分娩を選択できる環境を整備すること。

＜現状・課題＞

卵子凍結は、子供を産み育てたいと望んでいるものの、様々な事情により、すぐには難しい方にとって、将来の妊娠に備える選択肢の一つである。

卵子凍結については、都が令和５年度から助成を実施した後、山梨県が令和６年度から卵子凍結支援事業、大阪府が令和７年度から早発卵巣不全患者等妊よう性温存治療助成試行事業を開始するなど、自治体での取組が先行している。

国は、新たに、卵子凍結に関する正しい知識の普及啓発と卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業を行う。モデル事業では、広義の医学的適応の卵子凍結に関する検討を行うこととしており、健康な女性が行う卵子凍結については、広義の医学的適応の比較対象として取り扱われている。

また、実施割合が上昇している無痛分娩については、都が令和７年 10 月から費用助成等を開始しているが、国は、令和７年６月 13 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、「安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境を整備する」とされているものの、第 221 回国会（令和８年特別会）に提出された健康保険法等の一部を改正する法律案では無痛分娩にかかる費用については具体的な明記はなく、安全で質の高い無痛分娩を選択できる環境整備のための具体的な方策についても示されていない。

＜具体的要求内容＞

（１）卵子凍結による妊よう性温存等に係る課題検証のためのモデル事業について、先行して事業を実施している地方自治体の取組も参考に知見の収集や知識の普及を行うこと。

（２）女性の人生の選択肢を広げるため、健康な女性が行う卵子凍結についても十分なデータを収集し、課題等を検証すること。

（３）収集した知見や卵子凍結に関する様々な課題等の検証結果については、自治体にも共有すること。

（４）妊婦が希望に応じて安心して選択できるよう、無痛分娩に必要な環境の整備を早期に進めるとともに、経済的負担軽減を図ること。

４　子供・子育て施策の推進

１　子供・子育て支援における施策の充実

（提案要求先　こども家庭庁・厚生労働省）
（都所管局　福祉局・子供政策連携室・生活文化局・産業労働局）

（１）子供・子育て支援のための財源を十分に確保すること。

＜現状・課題＞

国は令和５年 12 月に「こども未来戦略」を取りまとめ、今後３年間で加速化して取り組むこども・子育て政策として、75 年ぶりの職員配置基準改善、保育士等の更なる処遇改善、児童虐待防止や社会的養護の充実など多様な支援ニーズへの対応等を進めることとしているが、その財源については、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置を講じる必要がある。

しかしながら、公定価格の基本分単価や地域区分、減価償却費加算、賃借料加算等の額、保育所等の施設整備費補助、利用者支援事業等の運営費などが、大都市の実情に応じた額になっていない。

加えて、国は、令和８年度予算において保育対策総合支援事業費補助金、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金、母子保健衛生費国庫補助金等の大都市特有の事情を考慮せず、財政力指数が１を超える場合などに補助率を引き下げることとしている。

また、現下のエネルギー・食料品価格等の物価高騰に対しては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を交付するとともに、令和７年度については「公定価格における運営継続支援臨時加算」等により臨時的に対応しているが、保育所や学童クラブ、児童養護施設等の安定的な運営を確保し、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質の維持向上を図るためには、公定価格に反映させるなど物価高騰への抜本的な対策が必要である。

＜具体的要求内容＞

保育サービスの充実をはじめ、地域の子育て支援、児童虐待防止や社会的養護等の充実など、子供・子育て支援施策の強化・推進を図るため、恒久的、安定的財源を十分に確保すること。

公定価格の単価などについて大都市の実情に応じた財政支援を行うこと。また、財政力指数等を理由とした補助率の引き下げを行わないこと。

現下の物価高騰の影響も踏まえ、保育サービスや学童保育サービス、社会的養護の質が低下することのないよう、必要な財源を措置する恒常的な仕組みを構築すること。

（２）公定価格について、地域の実情等を踏まえ、保育所等が必要な人材を確保できるよう、確実に財源措置を行うこと。

＜現状・課題＞

保育所等における公定価格の地域区分については、近年、隣接する地域の区分に合わせて引き上げを行う補正ルールの見直しが行われている。しかし、見直しによってもなお、同一の生活圏や経済圏を構成する周辺の自治体と比較して低い設定となっている自治体もあり、そうした自治体からは、人材確保に支障が生じる等の懸念が示されている。令和７年度から、国家公務員等の地域手当の区分設定については、市町村ごとから都道府県ごとにすることを基本とする見直しが行われたが、公定価格における地域区分の見直しは実施せず、引き続き議論することとされている。

３歳児に係る職員配置基準については、平成 27 年度から、20:1 から 15:1 に改善した場合の加算措置が設けられ、令和６年度から、年齢別職員配置基準が 20：１から 15：１に改正されるとともに、保育士等の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間適用しないこととする経過措置が設けられていた。今般、国は、３歳児の年齢別配置基準について、経過措置期間を令和９年度末までとする省令改正を行ったが、現在、加算措置とされている３歳児の職員配置改善に係る財源措置について、経過措置期間終了後の対応が明らかにされていない。

＜具体的要求内容＞

公定価格の地域区分について、各区市町村からの意見を聴いた上で地域の実情を踏まえ、保育所等が必要な人員を十分に確保できるよう設定すること。

保育所等における３歳児の職員配置基準の経過措置終了に伴い、保育所等において必要な人員が十分確保できるよう、公定価格において確実に財源措置を行うこと。また、経過措置の終了までに保育所等が必要な対応を行えるよう、早期に財源措置について明らかにすること。

（３）多様な保育ニーズに対応するため、認証保育所が果たしている役割に鑑み、財政措置を講じるとともに、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うこと。

また、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

＜現状・課題＞

女性の社会進出等により、潜在需要を含め依然として高い保育ニーズに的確に

対応し、子供・子育て支援施策を更に充実させるためには、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行う必要がある。

都の認証保育所制度は、0歳児又は1歳児保育や13時間開所を全ての施設で実施し、大都市特有の多様な保育ニーズに対応しているほか、保育所等に求められる地域の子育て支援にも貢献している。こうした重要な役割を果たしているにもかかわらず、都の認証保育所は国の財政支援の対象とされていない。

地域型保育事業では、設備・運営に関する基準の多くが、国の基準に従うものとされており、例えば、家庭的保育事業についても自園調理を原則とするなど、事業形態等に即さない基準が設けられている。

＜具体的要求内容＞

多様化する保育ニーズに対応し、全ての子供と子育て家庭が必要な保育サービスを利用できるよう、地方自治体の裁量を拡大するなど規制改革を行うとともに、保育所等の整備を促進するための税制措置を講じること。

（1）区市町村や保育サービスを提供する事業者が、保育所整備に積極的に取り組むことができるよう、保育所や認定こども園の認可基準について地方自治体の裁量を拡大し、施設の設備・運営基準を弾力的に定められる制度とすること。

　また、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育など地域型保育事業についても同様に、地方自治体の裁量を拡大すること。

（2）大都市のニーズに柔軟に対応し、かつ保育所に準ずる独自の基準を定めている都の認証保育所が果たしている役割に鑑み、十分な財政措置を講じること。

（3）保育所等への用地供給を促進するため、保育所等の敷地として貸与されている土地の相続税及び贈与税を非課税とすること。

（4）育児休業制度について、「クオータ制」等の諸外国の男性育児休業促進に向けた仕組みを検証し、男性育児休業の更なる取得率の向上や長期化を促す制度の見直しを行うこと。

＜現状・課題＞

都は、愛称「育業」の活用などにより、育児は「休み」ではなく「大切な仕事」と考える社会全体のマインドチェンジを進め、望む人誰もが「育業」できる気運の醸成に取り組んでいる。働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるため、更なる育児休業制度の充実を図ることが重要である。

近年、女性のみならず、男性の育児休業取得も進みつつあり、令和7年度に都が実施した「男女雇用平等参画状況調査」では、都内民間企業における育児休業取得率は61.2%となっているが、いまだ約4割の男性は取得していない状況にある。同年度に都が実施した「男性の家事・育児実態調査」では、「どうすれば男性の育児休業が増えるか」という質問項目に対し、「育児休業中の収入源の影響

が少なくなる」と回答した割合が最上位の約 44%となっている。育児休業を希望する全ての人が安心して取得できるようにするためには、経済的負担の解消が課題となっている。

上述の「男女雇用平等参画状況調査」では、育児休業取得率は男性 61.2%に対し女性 90.2%であり、３か月以上の育児休業取得割合も男性 36.6%に対し女性 82.9%であることから、育児休業取得率・育児休業取得期間ともに男女間で大きなギャップが存在する。他方で、令和４年度に行われた国の「新しいライフスタイル、新しい働き方を踏まえた男女共同参画推進に関する調査」では、子供がいる男性は家事・育児時間を増やしたいが、子供がいる女性は仕事時間を増やしたいと回答する割合が高くなっている。加えて、令和５年度に都が実施した「男性の家事・育児実態調査」では、育児休業期間が長い男性ほどその後の育児時間も長くなるという相関が示されている。こうしたことから、男性の育児休業について、取得率の向上に加え、希望に応じて十分な期間を取得できる環境を整えることが、女性活躍促進の観点からも重要である。

一方､男性の育児休業取得率の向上や育児休業取得期間の長期化が進むことで、代替人材の確保や業務効率化などの事業主負担が増える懸念がある。

また、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号）等の改正により、平成 29 年 10 月から、原則１歳までの育児休業期間について、６か月の延長が２回まで（２歳まで）可能となり、それに合わせ育児休業給付金の支給期間も延長された。

しかし、延長が認められるのは、保育所等の利用を希望しているが入所できない等の事情がある場合に限られており、その結果、例えば、保育所入所保留通知書を求めて入所申込をするケースなども見受けられる。

さらに、事業主は従業員が育児休業の取得を申し出た場合、原則、認めなければならないが、事業主が不当な取扱いをした場合の罰則等は設けられていない。

＜具体的要求内容＞

育児休業を希望する子育て家庭が安心して制度を利用できるよう、以下の点について関係法令の改正等、必要な措置を講じること。

（１）「クオータ制」など諸外国の男性育児休業促進に向けた仕組みを検証し、育児休業給付金の給付率の更なる引き上げ、または出生後休業支援給付金の給付期間の延長など、男性育児休業の更なる取得率の向上や長期化を促す制度の見直しを行うこと。

（２）男性の育児休業促進に取り組む中小企業への税制優遇・補助制度等の拡充等を図ること。

（３）保育所等に入所できない場合等、育児休業期間延長の条件を撤廃すること。

（４）希望する従業員に育児休業を取得させない等の事業主に対しては企業名の公表や罰則を設ける等、制度実施を徹底するための方策を講じること。

（５）対象世帯の所得に関わらず、０歳から２歳児までの全ての子供について保育料無償化を早期に実現すること。

＜現状・課題＞

国は、平成 29 年 12 月に取りまとめた「新しい経済政策パッケージ」において、０歳から２歳児までについては、まずは待機児童の解消を優先とし、当面は、住民税非課税世帯を対象として無償化を進め、更なる支援については、安定財源の確保と併せて検討するとしている。

しかし、待機児童が「ほぼ解消」している中、全ての家庭の保育料無償化やその財源の確保に向けた具体的な検討に着手する時期が到来している。

国では、３歳から５歳児までの全ての世帯及び０歳から２歳児までの住民税非課税世帯を対象として、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化を開始しているが、０歳から２歳児までの住民税課税世帯については、全ての世帯ではなく、多子世帯を対象とした保育料負担軽減であり、その内容も年収 360 万円未満の世帯や第１子が保育所等を利用している世帯を対象としたもので、収入制限や年齢制限を設けている。

また、負担軽減の対象となる児童が利用する施設は、認可保育所や家庭的保育事業等とされており、一定の基準を満たす認可外保育施設等は対象となっていない。

こうした中、都は、少子化対策は一刻の猶予もないことから、多子世帯の負担軽減について、世帯に係る要件を緩和するとともに、認証保育所や一定の基準を満たす認可外保育施設等の利用について、国制度の対象とならない世帯も含めた全ての多子世帯の保育料の負担を軽減してきており、令和５年度からは第２子の保育料を無償化した。さらに、令和７年９月から国に先駆けて第１子の保育料の無償化を実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）望む人が安心して子供を産み育てることができるよう、対象世帯を限定することなく、０歳から２歳児までの全ての子供の保育料無償化を早期に実現すること。

（２）国の制度化が実現するまでの間、独自に保育料の減免や無償化を実施する自治体への財政支援を行うこと。

（６）自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

＜現状・課題＞

令和８年２月の人口動態統計速報において、我が国の出生数は 10 年連続で過

去最少を更新する年間約 70.6 万人となっており、もはや少子化は一刻の猶予もない状況となっている。

こうした状況を踏まえ、都は、０歳から 18 歳までの子供を対象に、一人当たり月額５千円、年額６万円を給付する取組を実施しているが、自治体が独自に行う経済的給付は、現在の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）では課税対象となる。一方、国の制度である児童手当は、課税対象外となっている。

＜具体的要求内容＞

自治体が、地域の実情に応じて実施する子供に対する経済的支援について、税制上の必要な措置を講じること。

２　多様な保育ニーズに対応するための支援の充実

（提案要求先　こども家庭庁・財務省）
（都所管局　福祉局）

（１）保育所等の整備促進に係る支援を充実すること。

＜現状・課題＞

都においては、引き続き、局地的に発生する保育需要を踏まえた保育の受け皿確保に取り組む必要がある。保育サービスの整備について、国は交付金や補助金で一定の支援を行っているものの、近年、建築資材や労務単価、建物の賃借料が高騰し、実勢と補助基準額とが大きく乖離している。平成 29 年度からは、都市部における保育所への賃借料支援が盛り込まれているが、都内の実勢に対応した補助水準となっておらず、令和８年度からは、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村であり、かつ国庫補助額が１億円を超える区市町村については、補助率が２分の１から３分の１へと引き下げられた。また、土地借料への支援に関しては、普通借地権の場合の開設後の土地借料に対する補助がないなど、補助水準が十分でない。

＜具体的要求内容＞

保育サービスの確保に取り組む区市町村が、保育所等の整備を着実に進められるよう、保育所等の整備に関する交付金等の補助額、補助率を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

また、建物賃借料に対する補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、賃借料の実勢価格と公定価格における賃借料加算の額が乖離している都市部においては、財政負担が大きいことを踏まえ、補助率を引き上げること。さらに、開設後の土地借料に対する財政支援を行うこと。

（２）安定的に保育人材が確保できるよう、保育士宿舎借り上げ支援事業等について制度運用の改善を図ること。

＜現状・課題＞

より良い保育サービスを提供するためには、今後も保育人材の確保・定着は重要である。

国の保育士宿舎借り上げ支援事業は、平成 29 年度から、採用後 10 年目までの保育士へ対象が拡大されたが、令和７年度は、採用後５年目までに縮小された。

また、保育士以外の職員は補助対象となっていない。

加えて、平成 30 年度からは、待機児童数が 50 人未満かつ有効求人倍率が全国平均を超えていない区市町村、令和２年度からは、直近２か年の待機児童数が連続して50人未満かつ直近２か年の有効求人倍率が連続して全国平均以下の区市町村、令和３年度からは、直近２か年の有効求人倍率が連続して２未満の区市町村

について、対象が採用後５年目までとされたほか、平成 30 年度から、特別区及び財政力指数が 1.0 を超える市町村については、交付額が従前の４分の３に縮小されている。

さらに、令和２年度からは、補助基準額について、周辺の自治体と比較して低い設定とされている自治体もあり、そうした自治体からは、離職者の増加や周辺自治体への人材流出により保育士確保に支障が生じる等の懸念が示されている。その上、令和７年度からは、補助基準額の上限が 82,000 円から 75,000 円へ減額され、加えて、一人１回限りの適用とする見直しが行われた。この見直しは、大都市の住宅事情や大都市で働く保育士の働き方に見合った制度となっておらず、また、新たに、事業者や自治体において過去の適用状況を確認する事務負担が生じるとともに、潜在保育士が再び保育士として働く意思を阻害することも懸念される。

また、令和７年度は、国が宿舎借り上げ支援事業の交付額を減額しており、自治体の事業執行に大きな影響が生じ、保育士の確保・定着の取組が進まないことが懸念される。

＜具体的要求内容＞

保育士宿舎借り上げ支援事業について、採用年数の縮小や交付額４分の３の縮小を見直すことや保育士以外の職員も補助対象とするよう制度の充実を図ること。

加えて、周辺自治体と比較して低い補助基準額となる自治体の保育士確保が困難とならないよう配慮すること。

補助基準額の上限については、大都市の住宅事情を踏まえたものとなるよう、補助基準額を増額すること。

一人１回限りとする新たな要件について、事業者や自治体の事務負担が増大しないようにするとともに､潜在保育士の働く意思を阻害しないよう配慮すること。

補助金交付額の減額は、保育サービスの安定的な提供を脅かす極めて重大な問題であるため、国の責任で必要な財源を確保すること。

３　学童クラブの設置促進

（提案要求先　こども家庭庁）
（都所管局　福祉局）

（１）学童クラブの待機児童解消に向けた支援を充実すること。
（２）学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

＜現状・課題＞

学童クラブは､就学後も安心して過ごせる生活の場を児童に提供するとともに、保護者の就労支援のために欠かせないサービスになっている。しかし、女性就業率の上昇等を背景に学童クラブの利用ニーズは引き続き高まっており、小学校入学を契機として仕事と子育てとの両立が困難となる、いわゆる「小１の壁」が課題となっている。加えて、平成 27 年度から利用対象が小学６年生まで拡大したこと等により、希望しても登録できない待機児童数が増加し、現在も高い水準で推移している。

学童クラブの運営実態に対する公的支援について、国は平成27年度以降、運営費の補助基準額の見直しや補助メニューの充実などを図ってきたものの、運営費に係る補助額は、依然として総事業費を大きく下回っている。

都は、こうした現状を踏まえ、待機児童解消計画を策定した区市町村に対し、整備費に係る区市町村負担軽減や児童館等を活用した多様な居場所づくりなどへの支援を行ってきた。加えて、令和７年度からは、賃借料補助、利用調整支援事業、送迎支援事業の上乗せ補助を実施している。

また、サービスの質の向上を目的として、同年度より、国の基準を上回る職員配置（１支援当たりの放課後児童支援員の数を３人以上）を要件とする認証学童クラブ事業を開始し、その運営水準を確保するために必要な経費への支援を行っている。

さらに、令和８年度から学童クラブで働く職員の確保、定着及び離職防止を図ることを目的とし、学童クラブ従事職員宿舎借り上げ支援事業を都単独で実施している。

＜具体的要求内容＞

（１）学童クラブの整備や賃借料に係る補助基準額を実勢に対応した水準に引き上げるとともに、利用調整や送迎支援などについて、待機児童が多い地域の実情に応じて対応できるよう十分な財政措置を講じるなど、待機児童解消に向けた支援を充実すること。
（２）区市町村が、地域の実情に応じて、職員の増配置、保護者ニーズが高い学童クラブの時間延長等への対応や、放課後児童支援員の資質向上や処遇改善など、学童クラブとして望ましい運営水準が確保できるよう、運営費の充実等制度の更なる改善を行うこと。

４　企業が取り組む次世代育成支援の推進

（提案要求先　厚生労働省）
（都所管局　産業労働局）

（１）男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の意向確認の義務化などの周知徹底等により、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

（２）従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業の主体的な取組を促進するとともに、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

（３）子の看護等休暇について、法定の対象学年の引上げ及び子の人数に応じ利用日数が増える仕組みへの拡充を図るほか、ひとり親に配慮した取組への支援や休暇制度の有給義務化も含め、制度の実効性を高めること。

（４）いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図るとともに、適切に指導監督を行うこと。

＜現状・課題＞

急速な少子化の進行は、我が国の社会経済活動においても深刻な影響を与えるものであることから、企業における労働環境の整備や子育てと仕事を両立するための方策を推進していく必要がある。

令和７年度雇用均等基本調査によると、従業員の育児休業取得率は、女性が88.3%である一方、男性は50.9%となっており上昇傾向にあるものの男性の育児休業の取得は十分に進んでいない。

男性の育児休業の促進に向けては、「産後パパ育休」や労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などが盛り込まれた育児・介護休業法（平成３年法律第76号）が施行されており、令和７年４月以降段階的に施行された法改正の内容を含め、社会的機運の醸成や企業に対する支援の充実を図り、職場の意識改革など、企業における取組を進めていく必要がある。

また、事業主に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、育児に関する目的で利用できる休暇制度（育児目的休暇等）の措置を設けること

が努力義務となっているが、令和７年 10 月からは育児期の柔軟な働き方を実現するための複数措置が加わっており、これらが職場で活用されるには、事業主への周知啓発を強化する必要がある。

加えて、保育との受入時間の差などがある小学校就学後も所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を利用できるよう、子育てと仕事の両立に向けた法整備等を行う必要がある。

なお、育児・介護休業法では、安心して育児と仕事の両立が図れるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置が義務化され、事業主及び労働者の責務等、防止策が強化されている。こうした内容についても周知徹底を図るとともに、措置を行わない事業者に対しては適切に指導監督を行う必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）男性の育児休業取得の促進に向け、「産後パパ育休」や配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・意向確認の義務などのほか、法改正の内容についても周知徹底することにより、社会的機運の醸成や企業における取組に対する支援の強化を図ること。

（２）育児目的休暇等の導入など従業員等の育児期における柔軟な働き方を実現するための企業の主体的な取組を促進するとともに、復職後の両立をしやすくするための環境の整備を要件とした助成金の拡充や普及啓発の強化に加え、所定労働時間の短縮措置や所定外労働の制限等を小学校就学後も利用できるよう早急に法整備すること。

（３）子の看護等休暇について、法定の対象学年の引上げ及び子の人数に応じ利用日数が増える仕組みへの拡充を図るほか、ひとり親に配慮した取組への支援や休暇制度の有給義務化も含め、制度の実効性を高めること。

（４）安心して育児と仕事の両立ができるよう、いわゆるマタハラ・パタハラ等の防止措置など、育児・介護休業法における企業の義務について、周知徹底を図ること。また、企業が対応すべき措置義務が適切に行われるよう、指導監督を行うこと。

参　　考

【改正育児・介護休業法の概要】（育児関連部分）

（施行日　下記１・２：令和４年４月１日　３・４：令和４年 10 月１日　５：令和５年４月１日）

１　個別の周知・意向確認の措置の義務付け
妊娠・出産の申出をした労働者に対し事業主から個別の制度周知・休業取得の意向確認を義務付け

２　有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和
有期雇用労働者の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が１年以上である者」を廃止

３　出生時育児休業の新設（「産後パパ育休」）

４　育児休業の分割取得

育児休業（３の休業を除く。）について分割して２回まで取得可能とする。

5　育児休業の取得状況の公表の義務付け

常時雇用労働者数 1,000 人超の事業主に対し、育児休業取得状況の公表を義務付け

（施行日　令和７年４月１日）

1　所定外労働時間を免除する対象を子の小学校就学前まで広げる。

2　３歳未満の子を養育する場合に講ずる短時間勤務制度の代替措置の努力義務にテレワークを追加

3　子の看護休暇については、小学３年生修了まで対象を広げ、感染症に伴う学級閉鎖や入園（入学）式、卒園式を対象に追加

4　男性の育児休業について、300 人を超える企業まで取得状況の公表義務を広げるとともに、新たに 100 人を超える全ての企業に目標設定を義務付ける。

（施行日　令和７年 10 月１日）

1　企業は、子の３歳から小学校就学前までは、①始業時間等の変更、②テレワーク等、③保育施設の設置運営等、④養育両立支援休暇の付与、⑤短時間勤務制度の中から二つ以上を設置することを義務付ける。

【育児・介護休業法の概要】（ハラスメント関連部分）

1　いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置義務の新設

（１）事業主による妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益取扱いは禁止

（２）上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け

（３）派遣労働者の派遣先にも以下を適用

・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止

・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

2　妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策強化

事業主及び労働者の責務、事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

５　高等学校等における授業料の無償化等

１　高等学校等就学支援金制度の見直しによる授業料無償化の実現

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室）

国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。

＜現状・課題＞

教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実現すべきである。都はこれまで、独自に高等学校等における就学支援に係る取組を進めてきた。

今般、国は高等学校等就学支援金について、令和８年度から収入要件の撤廃等の大幅な見直しを行い、国として学校教育費に係る支援の一定の方向性を示した一方、国と地方の役割分担の在り方については、４分の１の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。加えて、外国籍生徒等の中には支援対象外となる生徒が残されるなど、検討課題は依然として残っている。

また、就学支援金の支給期間は従前から全日制課程で 36 月、定時制課程及び通信制課程で 48 月までとされているが、留年等において上記の支給期間を超えた生徒についても、無償化の対象とすべきである。

なお、都においては、自分のペースに合わせてじっくり学びたい生徒、高校を中途退学した生徒など、全日制高校では自身の能力や適性を十分に生かしきれない生徒のための高校（チャレンジスクール等）を設置している。このような学校をはじめ、特に定時制課程及び通信制課程の学校では４年を超えて在籍する生徒が一定規模存在する。

また、定時制課程及び通信制課程（単位制による課程）において国の無償化の対象となるのは、卒業に必要な 74 単位まで、また、年間に 30 単位までとしており、その単位数を超えるものについては、無償化の対象とはならず、超過する単位に相当する授業料の納入が発生する。全日制課程や定時制の単位制によらない課程では授業料が定額のため 74 単位を超えて、また、年間 30 単位を超えて履修しても、授業料は発生することはないが、単位制課程が自発的に履修する場合等には、超過する単位に相当する授業料を徴収することになり、不公平感がある。

＜具体的要求内容＞

（１）国の責任と財源において高等学校等の授業料の無償化を一層推進すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）以下の事情に該当する授業料について、無償化の対象とすること。

ア　留年等の理由により、全日制課程で 36 月を、定時制課程及び通信制課程で 48 月を超えて在籍する者の授業料

イ　定時制課程及び通信制課程の単位制により授業料を規定している場合において、履修単位数が 74 単位を、年間の履修単位数が 30 単位をそれぞれ超えた分の授業料

ウ　月の中途で転学した場合の、転入した学校の一月分の授業料

（３）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

（４）無償化の申請については、申請書は不要又は形式的なものとするなど、保護者・生徒等にとって負担がない簡便な方法とすること。

（５）無償化の実施に係る事務経費についても、都道府県の負担が発生することがないよう全額国が負担すること。

２　私立高等学校等の授業料の無償化等

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　生活文化局・子供政策連携室・総務局）

（１）私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。

（３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

　また、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

（４）現状の支援の中においては、高等学校等就学支援金制度に係る費用について、国の責任で全額を措置するとともに、高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

（５）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

＜現状・課題＞

　教育は、子供の健全な育ちを支える重要な基盤であり、家計の経済状況にかかわらず、子供たちが、将来にわたって安心して学ぶことができる環境を早期に実

現していかなければならない。全国共通の課題に対し、国家的な視点で制度設計を行い、推し進めていくことが求められる。 都は、子育て世帯の教育費負担軽減の取組を先行的に実施するため、私立高校及び東京都立産業技術高等専門学校の授業料について、令和６年度から、国の就学支援金と合わせて、独自の特別奨学金等により、保護者等の所得にかかわらず都内私立高校平均授業料額まで支援している。

一方、国は、自由民主党、公明党、日本維新の会で締結された三党合意のうち、いわゆる高校無償化において、令和８年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を 45 万 7,200 円に引き上げることとした。しかし、都内私立高校の平均授業料を依然として下回っている状況である。また、国と地方の役割分担の在り方については、４分の１の都道府県負担を導入すること及び地方負担の全額を基準財政需要額で算入し、普通交付税を算定することとしたが、私立高等学校等の授業料の無償化は国の責任と財源において実現すべきものである。

現在は、国の制度と都の制度が併存することにより、保護者等や私立学校等は二つの制度への申請・審査が必要であり、都としても二つの制度を運用する必要があるなど、複雑な仕組みや事務負担が課題となっている。

就学支援金については、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）において、都道府県が就学支援金を受給権者に支給することとなっているが、就学支援金の事務執行に要する費用については、予算の範囲内で交付するとしているにすぎず、毎年度、多額の超過負担が発生している。

また、都は、令和５年度から、国が開発した高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」を活用してオンライン申請を開始しているが、「e-Shien」では、繁忙期における不安定な稼働や昼間時メンテナンスによる利用機会の制限、不備申請につながる入力画面、入出力データの制約など機能が不十分であり、利用者の申請・審査や都道府県事務の効率化の障害となっている。

＜具体的要求内容＞

（１）保護者等の所得により学校選択が左右されないよう、私立高等学校等の授業料の無償化を国の責任と財源において実現すること。特に、無償化に係る費用について、地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し必要な経費を国が全額負担すること。

（２）その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすることに加え、実施に係る事務経費も国が全額負担すること。

（３）国において、上記に係る方策が実施されるまでの間、子供を産み育てやすい社会の実現に向けた歩みを止めないため、地方自治体が子育て世帯の負担軽減に積極的に取り組むことができるよう、財政支援を講じること。

　また、国の制度と地方自治体の制度が併存することを踏まえ、保護者等の利便性向上、私立学校等や地方自治体の事務の効率化等の観点から、就学支援金制度をより柔軟な制度に改善すること。

（４）現状の支援の中においては、国は、就学支援金の支給制度を国策として実施することから、その事務の執行に要する費用についても、都道府県及び学校に対し全額を措置するとともに、都道府県からの意見を踏まえ、利用者に

とって分かりやすく、事務の効率化に資するよう高等学校等就学支援金オンライン申請システム「e-Shien」の機能を改修・改善すること。

（５）都道府県が実施する独自の取組を安定的かつ継続的に実施できるよう、無償化の対象とならない外国籍の生徒等に対し、都道府県が独自に授業料を支援する場合には、財政的支援を講じること。

参　　考

○　都の現状

＜私立高等学校等特別奨学金＞　　単位：百万円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
補助総額	13,666	13,924	11,322	12,307	13,005	13,444	51,277	44,918

＜就学支援金＞　　単位：千円

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
国からの高等学校等就学支援金事務費交付金	162,458	128,062	150,123	145,618	162,224	142,020	141,058	136,602
都の高等学校就学支援金事務に係る経費	470,317	559,043	525,594	520,090	566,535	697,863	679,690	673,321

６　高等教育に係る経済負担の軽減

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　子供政策連携室・総務局・生活文化局・教育庁）

高等教育費の家計負担の在り方を抜本的に見直すこと。

＜現状・課題＞

日本の少子化は想定を大きく上回るペースで進行している。令和７年の都内の日本人出生数は 10 年ぶりに増加に転じ、令和８年上半期は 4.7％の大幅な増加となった。一方、全国では、令和８年上半期は 0.4％増となったものの、令和７年の出生数は 10 年連続の減少で 67.1 万人となり、統計史上最少を更新している。

急激な人口減少は、社会の存立基盤を揺るがす重大な危機である。少子化の要因は多岐にわたっているが、国立社会保障・人口問題研究所が令和７年６月に実施した「第 17 回出生動向基本調査」では、夫婦が理想の子供数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という回答が最多となっており、教育費の負担の大きさは主要因の一つとして挙げられている。

中でも高等教育費の家計負担については、令和７年に経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）が公表した「図表でみる教育（Education at a Glance）ＯＥＣＤインディケータ」によると、日本の家計負担の割合は 51％であり、ＯＥＣＤ加盟国の平均である 19％の２倍超となっており、諸外国と比較しても非常に高い水準にある。

日本学生支援機構が実施した「令和６年度学生生活調査」によると、半数程度の学生が何らかの奨学金を受給している。奨学金の返済という経済的負担が、結婚・妊娠・出産・子育てなどの生活設計に影響を与えていることも懸念される。

国においては、平成 29 年度から住民税非課税世帯等の要件を満たす学生を対象に、我が国で初めての給付型奨学金事業が導入された。その後、令和２年度から高等教育の修学支援新制度が開始され、授業料・入学金の免除又は減額と、給付型奨学金の支給額・支給要件等の拡充が実施された。さらに、同制度について、令和６年度には理工農系学生及び多子世帯の中間層に支援対象が拡大され、令和７年度からは多子世帯の学生等の授業料等無償化について措置が講じられている。

一方、都は、東京都立大学等において、学生の学修機会の確保を目的として、国を上回る水準で授業料の減免等支援を行うとともに、都内の子育て世帯の教育費の負担軽減の観点から、所得制限を撤廃し、住所等の要件を満たす世帯を対象に令和６年度から授業料の実質無償化を実施している。

また、東京の持続可能性を支える人材の安定的な確保と若者の経済的負担軽減のため、奨学金を借りていた学生が、都内の教員や技術系の公務員になった場合、都が本人に代わり奨学金の一部を返還する事業を令和７年度に開始した。令和８年度からは、東京の治安維持・強靭化を支える警察人材及び消防人材を対象とした奨学金返還支援を新たに実施している。

高等教育費における家計負担の在り方については、国家的な視点で制度設計を行い、将来を見据えて継続的に見直しを行うべき課題であり、保護者等の所得に

より学校選択が左右されないよう、国の責任と財源において支援を更に拡充していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）高等教育の修学支援新制度について、授業料等減免や給付型奨学金の支援対象の拡大・給付型奨学金の給付額の引上げ等、更なる負担軽減により、授業料の無償化を実現すること。その際、都市部における教育費の高さなど、地域の実態を踏まえた仕組みとすること。

　また、地方自治体の財政負担を軽減するような制度設計とすること。

（２）高等教育に係る経済負担の軽減に当たっては、高等教育の修学支援新制度の充実に加え、貸与型奨学金の支援対象拡大や返還支援の充実等を含め、若者・子育て世代の実情を踏まえた支援策を講じること。

7　学校給食費の抜本的な負担軽減

（提案要求先　こども家庭庁・文部科学省）
（都所管局　教育庁・子供政策連携室・生活文化局）

（１）小学校段階の学校給食費の抜本的な負担軽減に当たっては、良質な学校給食が提供できる水準とし、国において確実に財源を確保すること。また、非喫食者支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
（２）中学校段階等の抜本的な負担軽減も早期に実現すること。
（３）私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して独自に実施する支援事業について、必要な財政的支援を実施すること。

＜現状・課題＞
学校給食は、児童及び生徒の心身の発達と、食に関する正しい理解や適切な判断力を養う上で大きな役割を果たすものである。一方で、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）等により、小学校段階並びに中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の食材費等の学校給食費は保護者の負担とされており、子育て世帯にとって大きな負担となっている。
こうした中、都は、令和６年度より、都立学校の保護者等が負担する学校給食費を都が負担するとともに、都内の区市町村が学校給食費の保護者負担軽減に取り組む場合、その費用を支援することとした。都内区市町村は、都の支援も活用しながら給食費の保護者負担軽減に取り組み、令和７年１月に、都内全ての公立小中学校において学校給食費が無償化された。
国においても学校給食費無償化の検討を進め、令和７年 12 月 19 日の「三党合意に基づくいわゆる教育無償化に向けた対応について」において、令和８年４月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施することが示された。しかし、支援の基準額とされた一月当たり 5,200 円（特別支援学校小学部は 6,200 円）は、都内公立小学校及び特別支援学校小学部の平均給食費を下回っているほか、制度構築に当たり２分の１の都道府県負担が導入され、この地方負担について、令和８年度は地方財政措置とされた。また、中学校給食については、「小中学校の給食実施状況の違い等も含めた課題の整理を行った上で検討」とされた。
区市町村からは、学校給食法を改正するとともに、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国の負担において学校給食の無償化が進められるよう国に働き掛けることなどの要望が寄せられている。
また、国は、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減を実施し、中学校給食についても検討するとしているが、夜間課程を置く高等学校並びに特別支援

学校幼稚部及び高等部の学校給食費については未だ議論されていない。
　これらのことも踏まえ、国においては、抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するよう求める。

＜具体的要求内容＞
　国の責任において抜本的な負担軽減に留まらない、大胆な政策を早期に具体化するとともに、次のとおり、都道府県が実施する独自の無償化の取組を安定的かつ継続的に実施できるようにすること。
（１）小学校段階について、子供たちの健全な成長を支える学校給食費の抜本的な負担軽減について以下の措置を早期に講じること。
　①　給食費支援の基準額については、子供たちに良質な給食が提供できるよう、地域の物価上昇の状況等を十分に踏まえた水準とすること。
　②　地方交付税による措置ではなく、全ての自治体に対し、国の責任において確実に財源を確保すること。
　③　非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業において、学校給食の提供に必要な調理場等の施設に係る工事・点検により、やむを得ず学校給食が提供できない場合の負担軽減等、支援の対象範囲をより明確に示すとともに、拡充すること。
（２）中学校段階並びに夜間課程を置く高等学校並びに特別支援学校幼稚部及び高等部の給食費の抜本的な負担軽減についても早期に実現すること。
（３）私立の小・中学校も含め、国の支援対象外となる児童・生徒等に対して、都道府県が独自に実施する支援事業に対して、必要な財政的支援を実施すること。